

令和 6 年 3 月
令和 6 年 第 1 回 栃木 市議会 定例会
議 案 書

栃木市

番 号	件 名	
報告第 1号	専決処分事項の報告について(損害賠償の額の決定)	1
議案第 1号	令和6年度栃木市一般会計予算	別冊
議案第 2号	令和6年度栃木市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 3号	令和6年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 4号	令和6年度栃木市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算	別冊
議案第 5号	令和6年度栃木市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算	別冊
議案第 6号	令和6年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計予算	別冊
議案第 7号	令和6年度栃木市平川産業団地特別会計予算	別冊
議案第 8号	令和6年度栃木市水道事業会計予算	別冊
議案第 9号	令和6年度栃木市下水道事業会計予算	別冊
議案第10号	令和5年度栃木市一般会計補正予算(第8号)	別冊
議案第11号	令和5年度栃木市一般会計補正予算(第9号)	別冊
議案第12号	令和5年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第13号	令和5年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第14号	令和5年度栃木市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)	別冊
議案第15号	令和5年度栃木市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定) 補正予算(第2号)	別冊
議案第16号	令和5年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第17号	令和5年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第18号	令和5年度栃木市水道事業会計補正予算(第3号)	別冊
議案第19号	令和5年度栃木市下水道事業会計補正予算(第2号)	別冊
議案第20号	栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 制定について	3
議案第21号	栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例の制定について	6
議案第22号	栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の制定について	9
議案第23号	栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の制定について	12
議案第24号	栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	16

議案第25号	栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	19
議案第26号	栃木市職員の育児休業等に関する条例及び栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	22
議案第27号	栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26
議案第28号	栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第29号	栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第30号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第31号	栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	37
議案第32号	栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例の一部を改正する条例の制定について	40
議案第33号	栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第34号	栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	48
議案第35号	栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	64
議案第36号	栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	72
議案第37号	栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	79
議案第38号	栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例の制定について	85
議案第39号	栃木市農産物加工所条例の一部を改正する条例の制定について	87
議案第40号	栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	89
議案第41号	栃木市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について	98
議案第42号	栃木市小野寺ふれあい館条例を廃止する条例の制定について	104
議案第43号	栃木市こどもサポートセンター条例を廃止する条例の制定について	106
議案第44号	財産の取得について（東郷堀川調節池整備事業用地）	108
議案第45号	財産の取得について（小学校指導者用デジタル教科書）	109

議案第46号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	110
議案第47号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	111
議案第48号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	112
認定第 1号 令和5年度佐野地区衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について	113

報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

栃木市長 大川秀子

専決第 1 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

専決第1号

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和6年1月18日

栃木市長 大川秀子

令和5年11月9日、栃木市都賀町原宿地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市都賀町原宿地内居住者

2 損害賠償の額

354, 450円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

議案第20号

栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次の
ように制定するものとする。

令和6年2月22日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例

栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木市条例第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるものを除くほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。

（非常災害対策）

第4条 障がい者支援施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下これらを「非常災害」という。）に備えるため、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、障がい者支援施設の周辺の地域の環境、障がい福祉サービスを利用する障がい者（以下「利用者」という。）

の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 障がい者支援施設は、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を職員及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 障がい者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 障がい者支援施設は、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 21 号

栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 22 日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基
準等を定める条例

栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定め
る条例（平成25年栃木市条例第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第
3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）
において準用する法第36条第3項第1号並びに第44条第1項及び第2
項の規定に基づき、指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する
基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定
める者）

第3条 法第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において
準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号の条例
で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第34条の24の2第
1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に定めるところによる。

（人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条

に定めるものを除くほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。

（非常災害対策）

第5条 指定障がい者支援施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下これらを「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、指定障がい者支援施設の周辺の地域の環境、障がい福祉サービスを利用する障がい者（以下「利用者」という。）の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「計画」という。）を作成しなければならない。

2 指定障がい者支援施設は、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を従業者及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定障がい者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 指定障がい者支援施設は、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 22 号

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の制定について

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 22 日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成25年栃木市条例第16号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第80条第1項の規定に基づき、障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるものを除くほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)(同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによる。

(非常災害対策)

第4条 障がい福祉サービス(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)の事業を行う者(以下「障がい福祉サービス事業者」という。)は、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下これらを「非常災害」という。)に備えるため、消火設備その他の非常災害

に際して必要な設備を設けるとともに、サービス事業所の周辺の地域の環境、障がい福祉サービスを利用する障がい者（以下「利用者」という。）の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 障がい福祉サービス事業者は、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を職員及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 障がい福祉サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 障がい福祉サービス事業者は、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 23 号

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営
に関する基準等を定める条例の制定について

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基
準等を定める条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 22 日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営
に関する基準等を定める条例

栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基
準等を定める条例（平成25年栃木市条例第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第
1項第2号イ、第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第
4項において準用する場合を含む。）、第41条の2第1項各号並びに第
43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障がい福祉サービスの事業
等（指定障がい福祉サービスの事業及び基準該当障がい福祉サービスの事
業をいう。以下同じ。）の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるも
のとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（法第36条第3項第1号の条例で定める者）

第3条 法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項に
おいて準用する場合を含む。）の条例で定める者は、障害者の日常生活及
び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働
省令第19号）第34条の21第1項（同条第2項において準用する場合
を含む。）に定めるところによる。

（人員、設備及び運営に関する基準）

第4条 指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるものを除くほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。）（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。

（非常災害対策）

第5条 指定障がい福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に係るものに限る。）の事業を行う者又は省令第203条第1項に規定する基準該当就労継続支援B型事業者（以下これらを「指定障がい福祉サービス等事業者」という。）は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下これらを「非常災害」という。）に備えるため、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、サービス事業所の周辺の地域の環境、障がい福祉サービスを利用する障がい者及び障がい児（以下これらを「利用者」という。）の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「計画」という。）を作成しなければならない。

2 指定障がい福祉サービス等事業者は、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を従業者、利用者等に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならぬ。

3 指定障がい福祉サービス等事業者は、前項に規定する訓練の実施に当た

って、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

- 4 指定障がい福祉サービス等事業者は、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第24号

栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の
制定について

栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように
制定するものとする。

令和6年2月22日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年
栃木市条例第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、次条に定めるものを除くほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。

（非常災害対策）

第4条 福祉ホームは、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下これらを「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、福祉ホームの周辺の地域の環境、福祉ホームを利用する障がい者（以下「利用者」という。）の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的

に定めた計画（以下「計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 福祉ホームは、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を職員及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 福祉ホームは、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 25 号

栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 22 日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

　　栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定
　　める条例

　　栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成25年栃木市条例第19号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、次条に定めるものを除くほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号)(同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによる。

(非常災害対策)

第4条 地域活動支援センターは、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下これらを「非常災害」という。)に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地域活動支援センターの周辺の地域の環境、地域活動支援センターを利用する障がい者及び障がい児(以

下これらを「利用者」という。)の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画(以下「計画」という。)を作成しなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を職員及び利用者又は地域活動支援センターを利用する障がい児の保護者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 地域活動支援センターは、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 26 号

栃木市職員の育児休業等に関する条例及び栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市職員の育児休業等に関する条例及び栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 22 日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市職員の育児休業等に関する条例及び栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 栃木市職員の育児休業等に関する条例（平成22年栃木市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

(栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年栃木市条例第13号）の一部を次のように改正する

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第11条の2 紙与条例第17条の4の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみ

なす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月末満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第21条第1項中「この条において」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第21条の2 紹与条例第17条の4の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、紹与条例第17条の4第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月末満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 27 号

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように
に制定するものとする。

令和 6 年 2 月 22 日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成22年栃木市条例第56号）
の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(6) 建築主事の業務に従事する職員の特殊勤務手当

第4条第1項第2号中「のうち流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病、
鼻そ又は市長がこれらに準ずると認めたもの」を削り、「家畜伝染病菌」を
「家畜伝染病の病原体」に改め、同条第2項中「500円」を「900円」
に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加
える。

(建築主事の業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第8条 建築主事の業務に従事する職員の特殊勤務手当は、建築基準法（昭
和25年法律第201号）第4条第6項の規定により任命された建築主事
が同法その他法令の規定により建築主事が行うこととされている業務に従
事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき500円を超えない
範囲で定める。

附則第5項中「感染症法第6条第7項第3号に掲げる新型コロナウイルス
感染症」を「特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措
置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエン
ザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政

府対策本部が設置されたもの（市長が認めるものに限る。）をいう。」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた特殊勤務手當について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた特殊勤務手当については、なお従前の例による。

議案第 28 号

栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 22 日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

栃木市子ども・子育て会議条例（平成25年栃木市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条中「子育て支援課」を「子育て総務課」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 29 号

栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 22 日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第　　号

栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年栃木市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第30号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月22日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

栃木市手数料条例（平成22年栃木市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表中39の項を41の項とし、11の項から38の項までを2項ずつ繰り下げ、同表の10の項中「閲覧」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものとの閲覧」を加え、同項を同表の12の項とし、同表の9の項中「又は同法第48条第2項」を「、同法第48条第2項」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表の11の項とし、同表の8の項を同表の9の項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 戸籍法第120条の3第2項 の規定に基づく除籍電子証明書提 供用識別符号の発行（情報通信技 術を活用した行政の推進等に関す る法律第7条第1項の規定により 同法第6条第1項に規定する電子 情報処理組織を使用する方法によ	1件につき 700円
--	------------

り除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

別表第1の7の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表の8の項とし、同表の6の項の次に次の1項を加える。

7 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）	1件につき 400円
---	------------

第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第 31 号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 22 日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険税条例（平成22年栃木市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「22万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.6」を「100分の6」に改める。

第5条中「2万5,100円」を「1万9,600円」に改める。

第5条の2第1号中「18,600円」を「17,700円」に改め、同条第2号中「9,300円」を「8,850円」に改め、同条第3号中「13,950円」を「13,275円」に改める。

第9条の2中「1万1,200円」を「1万1,100円」に改める。

第9条の3中「6,200円」を「6,100円」に改める。

第23条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「22万円」に改め、同項第1号ア中「17,570円」を「13,720円」に改め、同号イ(ア)中「13,020円」を「12,390円」に改め、同号イ(イ)中「6,510円」を「6,195円」に改め、同号イ(ウ)中「9,765円」を「9,293円」に改め、同号オ中「7,840円」を「7,770円」に改め、同号カ中「4,340円」を「4,270円」に改め、同項第2号ア中「12,550円」を「9,800円」に改め、同号イ(ア)中「9,300円」を「8,850円」に改め、同号イ(イ)中「4,650円」を「4,425円」に改め、同号イ(ウ)中「6,975円」を「6,638円」に改め、同号オ中「5,600円」を「5,550円」に改め、同号カ中「3,10

0円」を「3, 050円」に改め、同項第3号ア中「5, 020円」を「3, 920円」に改め、同号イ(ア)中「3, 720円」を「3, 540円」に改め、同号イ(イ)中「1, 860円」を「1, 770円」に改め、同号イ(ウ)中「2, 790円」を「2, 655円」に改め、同号オ中「2, 240円」を「2, 220円」に改め、同号カ中「1, 240円」を「1, 220円」に改め、同条第2項第1号ア中「3, 765円」を「2, 940円」に改め、同号イ中「6, 275円」を「4, 900円」に改め、同号ウ中「10, 040円」を「7, 840円」に改め、同号エ中「12, 550円」を「9, 800円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第32号

栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例の一部
を改正する条例の制定について

栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例の一部を改正する
条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月22日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例の一部
を改正する条例

栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例（平成31年栃木市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市の責務及び市民の役割」を「市、市民及び事業者の責務」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(3) 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第2条第7号に規定する事業者のうち、市の区域内において商業その他の事業を行う者をいう。

第3条第3項中「市民」の次に「及び事業者」を加える。

第5条の見出しを「（市民及び事業者の責務）」に改め、同条中「市民」の次に「及び事業者」を、「のつとり」の次に「、障がい及び障がい者に関する理解を深めるとともに」を加え、「協力するものとする」を「協力するよう努めなければならない」に改める。

第7条並びに第10条の見出し及び同条中「市民」の次に「及び事業者」を加える。

第16条第3項中「市民」の次に「及び事業者」を加え、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならぬ

いよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第18条中「（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）」を削り、「に規定する」を「又は第16条第3項の規定に違反する」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 33 号

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 22 日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例

栃木市介護保険条例（平成22年栃木市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「35,988円」を「32,361円」に改め、同項第2号中「46,784円」を「42,674円」に改め、同項第3号中「53,982円」を「49,075円」に改め、同項第4号中「61,179円」を「64,011円」に改め、同項第5号中「71,976円」を「71,124円」に改め、同項第6号中「86,371円」を「85,348円」に改め、同号ア中「125万円以下」を「120万円未満」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第7号中「93,568円」を「92,461円」に改め、同号ア中「125万円を超える」を「120万円以上」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第8号中「107,964円」を「106,686円」に改め、同号ア中「400万円」を「320万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第9号中「125,958円」を「120,910円」に改め、同号ア中「400万円」を「320万円」に、「600万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第10号中「143,952円」を「135,135円」に改め、同号ア中「600

円」を「420万円」に、「800万円」を「520万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第11号中「161, 946円」を「149, 360円」に改め、同号ア中「800万円」を「520万円」に、「1, 000万円」を「620万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第12号中「179, 940円」を「163, 585円」に改め、同号ア中「1, 000万円」を「620万円」に、「1, 200万円」を「720万円」に改め、同号イ中「部分を除く。」の次に「、次号イ、第14号イ又は第15号イ」を加え、同項第13号中「197, 934円」を「195, 591円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第12号の次に次の3号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 170, 697円

ア 合計所得金額が720万円以上900万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 177, 810円

ア 合計所得金額が900万円以上1, 000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ

に該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 184, 922円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満であり、か

つ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区

分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（

政令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。) に該当する
者を除く。)

第3条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「
令和8年度」に、「2万1,592円」を「2万270円」に改め、同条第
3項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」
に、「2万1,592円」を「2万270円」に、「2万8,790円」を
「2万8,449円」に改め、同条第4項中「令和3年度」を「令和6年度」
に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「2万1,592円」を「2万2
70円」に、「5万383円」を「4万8,719円」に改める。

第5条第3項中「若しくは第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、
第13号イ、第14号イ若しくは第15号イ」に、「第3条第1項第6号か
ら第11号」を「第3条第1項第6号から第15号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の栃木市介護保険条例の規定は、令和6年度以降の年度分の介護
保険料について適用し、令和5年度分までの介護保険料については、なお

従前の例による。

議案第34号

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につい
て

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月22日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項第5号中「第103条」を「第103条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第15条中「第16条第9号」を「第16条第11号」に改める。

第25条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第35条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要

事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第27条第11項」を「第27条第10項」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第48条第3項ただし書中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第49条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第52条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第63条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第68条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第78条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第68条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第79条の2各号列記以外の部分中「栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第17号）以下この条において「指定障がい福祉サービス等基準条例」という。）第80条第1項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項」に、「指定障がい福祉サービス等基準条例第143条第1項」を「指定障害福祉サービス等基準第156条第1項」に、「指定障がい福祉サービス等基準条例第153条第1項」を「指定障害福祉サービス等基準第166条第1項」に改め、同条第1号中「指定障がい福祉サービス等基準条例第100条第1項」を「指定障害福祉サービス等基準第78条第1項」に、「指定障がい福祉サービス等基準条例第143条第1項」を「指定障害福祉サービス等基準第156条第1項」に、「指定障がい福祉サービス等基準条例第153条第1項」を「指定障害福祉サービス等基準第166条第1項」に、「指定障がい福祉サービス等基準条例第79条」を「指定障害福祉サービス等基準第77条」に、「指定障がい福祉サービス等基準条例第142条」を「指定障害福祉サービス等基準第155条」に、「指定障がい福祉サービス等基準条例第152条」を「指定障害福祉サービス等基準第165条」に改める。

第79条の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第83条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第89条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第96条第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第89条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第100条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第103条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。」若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第104条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第106条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第107条第1項中「及び次条」を削る。

第109条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第106条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第112条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第113条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の

事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第141条」の次に「、第220条第3項」を加える。

第122条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第135条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第135条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第136条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第140条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第150条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第154条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定す

る新感染症をいう。以下同じ。) の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第156条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第157条中「及び第134条」を「、第134条及び第135条の2」に改める。

第159条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第177条において準用する第135条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号にお

いて「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

（2）介護機器を複数種類活用していること。

（3）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

（4）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第160条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第175条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

（1）利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

（2）当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療

機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならぬ。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第129条」を「、第129条及び第135条の2」に改める。

第179条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第180条第1項第7号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第193条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第194条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第195条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第200条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第200条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、

新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第204条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第205条中「及び第76条第1項から第4項まで」を「、第76条第1項から第4項まで及び第135条の2」に改める。

第215条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第217条中「第4項まで」の次に「、第135条の2」を加える。

第219条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第220条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第225条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、

第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第229条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第230条中「及び第130条」を「、第130条」に改め、「第135条まで」の次に「及び第135条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第35条第3項（改正後の条例第60条、第79条、第79条の3、第97条、第110条、第137条、第157条、第177条、第205条、第217条及び第230条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、

同項中「指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の条例第122条第7号及び第225条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは、「講じるよう努めなければならない」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の条例第135条の2(改正後の条例第157条、第177条、第205条、第217条、第230条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければならない」とあるのは、「開催するよう努めなければならない」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の条例第200条第1項(改正後の条例第217条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければならない」とあるのは、「定めておくよう努めなければならない」とする。

議案第 35 号

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 22 日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第11条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第33条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第45条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第46条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に

掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第54条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催

するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第64条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第65条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第73条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第80条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第84条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき

協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

ない。

第 86 条第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 87 条中「及び第 62 条」を「、第 62 条及び第 64 条の 2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、この条例による改正後の栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第 33 条第 3 項（改正後の条例第 66 条及び第 87 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、改正後の条例第 54 条第 3 項の規定の適用については、同項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、改正後の条例第 64 条の 2（改正後の条例第 87 条において準用する場合を含む。）の規

定の適用については、同条中「開催しなければならない」とあるのは「開催するよう努めなければならない」とする。

議案第36号

栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月22日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年栃木市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1人以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を

第1項に規定する管理者とすることができます。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第2項中「利用申込者」を「利用者」に、「指定介護予防サービス事業者」を「指定介護予防サービス事業者」に改め、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改める。

第12条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」の次に

「（第32条第33号の規定を除く。）」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第24条第3項中「第32条第9号」を「第32条第11号」に改める。

第30条第2項第1号中「第32条第14号」を「第32条第16号」に改め、同項第2号イ中「第32条第7号」を「第32条第9号」に改め、同号ウ中「第32条第9号」を「第32条第11号」に改め、同号エ中「第32条第16号に規定する」を「第32条第18号の規定による」に改め、同号オ中「第32条第17号」を「第32条第19号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第32条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第32条第3号及び第4号において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条中第30号を第32号とし、第23号から第29号までを2号ずつ繰り下げ、同条第22号中「第24号」を「第26号」に改め、同号を同条第24号とし、同条中第21号を第23号とし、第20号を第22号とし、同条第19号中「第3号」を「第5号」に、「第13号」を「第15号」に、

「第14号」を「第16号」に改め、同号を同条第21号とし、同条第18号を同条第20号とし、同条第17号中「第13号」を「第15号」に改め、同号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、「指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項」を「指定介護予防サービス等基準第117条第1項」に改め、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - a 利用者的心身の状況が安定していること。
 - b 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通を行うことができること。
 - c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条中第17号を第19号とし、第14号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、同条第13号中「指定介護予防サービス等基準条例」を「指定介護予防サービス等基準」に改め、同号を同条第15号とし、同条第12号中「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年栃木県条例第15号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第77条第2号」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号」に、「指定介護予防サービス等基準条例に」を「指定介護予防サービス等基準に」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第11号を第13号とし、第3号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条に次の1号を加える。

(33) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた

場合には、その求めに応じなければならない。

第34条中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

第35条第1項中「第32条第28号」を「第32条第30号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第23条第3項（改正後の条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

議案第37号

「栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

「栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月22日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第　　号

　　栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例

　　栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例（平成30年栃木市条例第3号）の一部を次のように改正する。

　　第5条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護
支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115
条の23第3項の規定により法第115条の46第1項に規定する地域包括
支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当
該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に
規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第32号におい
て同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の
利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1
を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の
1項を加える。

3　前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国
民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会と
いう名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護
支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続
された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用
し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の
基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

　　第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第31号を同条第33号とし、同条第30号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同号を同条第32号とし、同条中第29号を第31号とし、第18号から第28号までを2号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第3号」を「第5号」に、「第12号」を「第14号」に、「第13号」を「第15号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第16号を同条第18号とし、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - a 利用者の心身の状況が安定していること。
 - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
 - c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第15号を同条第17号とし、同条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師」を「主治の医師等又は薬剤師」に改め、同号を同条第16号とし、同条第13号を同条第15号とし、同条第12号中「指定

居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成25年栃木県条例第14号) 第25条第1項」を「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第24条第1項」に、「その他の同条例」を「等指定居宅サービス等基準」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第11号を第13号とし、第3号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第25条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第1号中「第16条第13号」を「第16条第15号」に改め、同項第2号ウ中「第16条第9号」を「第16条第11号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条第1項中「第16条第28号」を「第16条第30号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第25条第3項（改正後の条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

議案第38号

栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するもの
とする。

令和6年2月22日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第　　号

栃木市学童保育施設条例の一部を改正する条例

「栃木市学童保育施設条例（平成22年栃木市条例第134号）の一部を次のように改正する。」

第2条の表中

栃木市大平西子どもの家	栃木市大平町富田1899番地	を
-------------	----------------	---

栃木市大平西子どもの家	栃木市大平町富田1899番地1
栃木市大平西子どもの家2号館	栃木市大平町富田1899番地1

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第39号

栃木市農産物加工所条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市農産物加工所条例の一部を改正する条例を次のように制定するもの
とする。

令和6年2月22日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市農産物加工所条例の一部を改正する条例

栃木市農産物加工所条例（平成22年栃木市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第2条の表栃木市真名子農産加工所の項を削る。

第3条ただし書を削る。

別表中4 栃木市真名子農産加工所の項を削り、5 栃木市岩舟町ふるさとセンターの項を4 栃木市岩舟町ふるさとセンターの項とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第40号

栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月22日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

栃木市道路占用料徴収条例（平成22年栃木市条例第197号）の一部を
次のように改正する。

別表中

「	」	「	」
510		570	
790		870	
1,100	を	1,200	に、
460		510	
730		810	
1,000		1,100	
46		51	

「	」	「	」
450		490	
270		300	
910	を	1,000	に、
380		420	
1,900		1,800	
910		1,000	

法第32条	外径が0.07メートル	長さ1メートルに	19
第1項第2号に掲げる物件	未満のもの 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 外径が1メートル以上のもの	つき1年	27 41 55 82 110 190 270 550

を

	もの		
--	----	--	--

法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210

	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの			300
	外径が 1 メートル以上のもの			610
法第 32 条 第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行装置による検査の対象となるもの	地下に設けられた長さ 1 メートルにつき 1 年		3
	その他のもの			10
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱	1 本につき 1 年		810
	その他の柱類			
	上空に設けられるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年		510
	地下に設けられるもの			300
	その他のもの			1,000

に、

「第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号」を「第 32 条第 1 項第 4 号」に、

「

「

910
Aに0.005 を乗じて得た額
Aに0.008 を乗じて得た額
Aに0.01を 乗じて得た額
930
560
910
19
190
190
1,900
730
19
190
19
190
1,900
930

1,000
Aに0.004 を乗じて得た額
Aに0.006 を乗じて得た額
Aに0.007 を乗じて得た額
900
540
1,000
18
180
180
1,800
810
18
180
18
180
1,800
900

を に、

」 」

「

政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	910
-----------------	------------------	-----

」

政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000
政令第7条第3号に掲げる施設	Aに0.03	に、 1を乗じて得た額

」

190	180
91	100
Aに0.016 を乗じて得た額	Aに0.012 を乗じて得た額
Aに0.023 を乗じて得た額	Aに0.017 を乗じて得た額
Aに0.005 を乗じて得た額	Aに0.004 を乗じて得た額
Aに0.008 を乗じて得た額	Aに0.006 を乗じて得た額
Aに0.01を 乗じて得た額	Aに0.007 を乗じて得た額
Aに0.033	Aに0.025

を乗じて得た額	を乗じて得た額
Aに0.016 を乗じて得た額	Aに0.015 を乗じて得た額
Aに0.012 を乗じて得た額	Aに0.011 を乗じて得た額
Aに0.023 を乗じて得た額	Aに0.022 を乗じて得た額
Aに0.012 を乗じて得た額	Aに0.011 を乗じて得た額
Aに0.016 を乗じて得た額	Aに0.015 を乗じて得た額
Aに0.023 を乗じて得た額	Aに0.022 を乗じて得た額
Aに0.033 を乗じて得た額	Aに0.031 を乗じて得た額
Aに0.033 を乗じて得た額	Aに0.025 を乗じて得た額
Aに0.016 を乗じて得た額	Aに0.015 を乗じて得た額
Aに0.023 を乗じて得た額	Aに0.022 を乗じて得た額
Aに0.033 を乗じて得た額	Aに0.031 を乗じて得た額

を

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の栃木市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する占用料について適用し、同日前に徴収する占用料については、なお従前の例による。

議案第41号

栃木市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について

栃木市下水道条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月22日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市下水道条例等の一部を改正する条例

(栃木市下水道条例の一部改正)

第1条 栃木市下水道条例（平成22年栃木市条例第193号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「超過料金」を「従量料金」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、使用者が排除した汚水の量は、各月均等とみなす。

第22条第1項中「使用料」を「基本料金」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 使用日数が15日以内の場合は、1月分の2分の1の金額とする。
- (2) 使用日数が15日を超え30日以内の場合は、1月分の金額とする。
- (3) 使用日数が30日を超え45日以内の場合は、1月分の金額と1月分の2分の1の金額との合計額とする。
- (4) 使用日数が45日を超える場合は、2月分の金額とする。

第22条第2項中「場合」の次に「の使用料」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第18条関係）

種別	使用料（1月につき）		
	基本料金	従量料金	
	汚水量	金額（1m ³ ）	

			(につき)
一般用	1, 200 円	10 m ³ まで	20 円
		10 m ³ を超える 100 m ³ まで	140 円
		100 m ³ を超えるもの	190 円
公衆浴場用	11, 000 円	200 m ³ まで	無料
		200 m ³ を超えるもの	55 円

備考 「公衆浴場用」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）

第1条に規定する公衆浴場で物価統制令（昭和21年勅令第118号）

第4条の規定に基づき栃木県知事が指定する入浴料金の統制額の適用
を受けるものから排除される汚水をいう。

（栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例（平成22年栃木市条例第195号）の一部を次のように改正する。

第9条第3号中「使用者の人数」を「使用する水又は世帯を構成する人員（水道水のみを使用している場合にあっては、世帯を構成する人員を除く。）」に改める。

第10条第2項中「は、別表のとおりとする」を「及び算定については、栃木市下水道条例第18条第2項及び第3項、第22条並びに別表の規定を準用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第22条第1項中「公共下水道」とあるのは「農業集落排水処理施設」と読み替えるものとする。

第10条第3項及び第4項を削る。

第11条第1項を次のように改める。

使用者が排除した汚水の量の認定については、栃木市下水道条例第1

9条から第21条までの規定を準用する。この場合において、第19条第3項中「第15条」とあるのは「第9条」と、「公共下水道」とあるのは「農業集落排水処理施設」と読み替えるものとする。

第11条第2項及び第3項を削る。

別表を削る。

(栃木市水道事業給水条例の一部改正)

第3条 栃木市水道事業給水条例（平成22年栃木市条例第232号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第31条」に、「第33条—第38条」を「第32条—第37条」に、「第39条・第40条」を「第38条・第39条」に、「第41条」を「第40条」に改める。

第3条第2号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第24条中「超過料金」を「従量料金」に改める。

第26条中「2月分の使用水量の料金を隔月ごとに」を「その日の属する月分及びその前月分として」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、使用水量は、各月均等とみなす。

第28条の見出し中「料金」を「基本料金」に改め、同条中「月」を「定例検針日から次の定例検針日まで」に、「料金は」を「基本料金は」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 使用日数が15日以内の場合は、1月分の2分の1の金額とする。
- (2) 使用日数が15日を超え30日以内の場合は、1月分の金額とする。
- (3) 使用日数が30日を超え45日以内の場合は、1月分の金額と1月分の2分の1の金額との合計額とする。
- (4) 使用日数が45日を超える場合は、2月分の金額とする。

第29条を削り、第30条を第29条とし、第31条を第30条とし、
第32条を第31条とする。

第5章中第33条を第32条とする。

第34条第2項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改め、同条を
第33条とする。

第35条第1号中「第31条」を「第30条」に改め、同条第2号中「
第33条」を「第32条」に改め、同条を第34条とし、第36条を第3
5条とする。

第37条第2号中「第33条」を「第32条」に、「第35条」を「第
34条」に改め、同条第4号中「第31条」を「第30条」に改め、同条
を第36条とする。

第38条中「第31条」を「第30条」に改め、同条を第37条とする。

第6章中第39条を第38条とし、第40条を第39条とする。

第7章中第41条を第40条とする。

別表を次のように改める。

別表（第24条関係）

メーターの口径	料金（1月につき）	
	基本料金	従量料金（1m ³ につき）
13mm	950円	10m ³ まで 35円
20mm	1,200円	10m ³ を超える 35m ³ まで 110円
25mm	1,500円	
30mm	3,000円	35m ³ を超える 100m ³ まで 13円
40mm	5,000円	0円

50mm	9,000円	100m ³ を超えるものまで
75mm	20,000円	160円
100mm	36,000円	1,000m ³ を超えるもの 180円
150mm以上	管理者が定める額	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(栃木市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例による改正後の栃木市下水道条例の規定は、使用月の始期がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用月に係る使用料から適用し、使用月の始期が施行日前の使用月に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例による改正後の栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の規定は、使用月の始期が施行日以後の使用月に係る使用料から適用し、使用月の始期が施行日前の使用月に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例による改正後の栃木市水道事業給水条例の規定は、施行日以後最初の検針日以後に使用した水道に係る料金から適用し、同日前に使用した水道に係る料金については、なお従前の例による。

議案第42号

栃木市小野寺ふれあい館条例を廃止する条例の制定について

栃木市小野寺ふれあい館条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月22日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市小野寺ふれあい館条例を廃止する条例

栃木市小野寺ふれあい館条例（平成26年栃木市条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第43号

栃木市こどもサポートセンター条例を廃止する条例の制定について

栃木市こどもサポートセンター条例を廃止する条例を次のように制定する
ものとする。

令和6年2月22日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市条例第 号

栃木市こどもサポートセンター条例を廃止する条例

栃木市こどもサポートセンター条例（平成26年栃木市条例第17号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

財産の取得について

東郷堀川調節池整備事業用地として、次の財産を取得することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により
議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

栃木市長 大川秀子

1 財産の表示

種別	地目	面 積	所 在
土地	田 他4地目	13, 178. 12 m ²	栃木市片柳町三丁目字 漆田357番2 他22筆

2 取得の方法 隨意契約による買い入れ

3 取得予定価格 42, 426, 883円

4 取得相手 栃木市片柳町四丁目居住者 他3名

財産の取得について

小学校指導者用デジタル教科書として、次の財産を取得することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により
議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

栃木市長 大川秀子

- | | | |
|----------|--------------------------------------|------|
| 1 財産の表示 | 小学校指導者用デジタル教科書 | 406冊 |
| 2 取得の方法 | 条件付き一般競争入札 | |
| 3 取得予定価格 | 35,091,276円 | |
| 4 取得相手 | 栃木市倭町6番22号
有限会社紙五商店
代表取締役 橋本 健 | |

議案第46号

教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を本市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和6年2月22日提出

栃木市長 大川秀子

住 所 栃木市藤岡町藤岡5070番地

氏 名 西脇 はるみ

生年月日 昭和32年5月6日

議案第47号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年2月22日提出

栃木市長 大川秀子

住 所 栃木市都賀町家中2726番地

氏 名 加茂律子

生年月日 昭和33年9月8日

議案第48号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年2月22日提出

栃木市長 大川秀子

住 所 栃木市錦町8番5号

氏 名 渡沼 康子

生年月日 昭和29年8月4日

認定第1号

令和5年度佐野地区衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定
について

令和5年度佐野地区衛生施設組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和6年2月22日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔でいいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

